

2023年12月20日

松田町地域公共交通会議
会員各位

富士急湘南バス株式会社
取締役社長 内田 実

バス運転者の改善基準告示改正に伴う運行計画の変更について

令和6年4月より、バス運転者の改善基準告示が改正されることに伴い、当地域を運行している路線バスの運行を維持することが困難な状況であり、松田町と運行計画の変更を検討しております。

現在、当社を含めた全国のバス事業者は深刻な乗務員不足となっております。国土交通省を始めとする関係行政や当社グループの総力を上げて、乗務員採用や離職防止に取り組んでおりますが、大変厳しい状況となっております。

当地域においては都心へ通うためのニーズが早朝夜間に集中し、一方で乗務員不足の影響により拘束時間が早朝から夜間にまたがり、既存運行計画を維持するために長時間拘束とせざるを得ませんでした。改善告示に伴い、今般運行計画を変更いたします。

主な改定内容は以下の通りです。

	現状	改定	差異
1年間の拘束時間	3,380時間	3,300時間	80時間
1日の休息時間	8時間	9時間	1時間

※別添資料参照

乗務員数拡充のため、以下の取組みを実施いたします。

賃金改定 基本給及び諸手当の見直し

労働環境改善 勤務時間の軽減、計画公休の取得率向上、厚生福利の拡充

運行計画改定案

M～寄		寄～M		M～長～寄		寄～長～M	
現状	改定	現状	改定	現状	改定	現状	改定
6:50	6:50	6:15	6:15	16:05	16:05	7:50	7:50
7:20	7:20	6:55		19:15	18:45		
9:05	9:05	7:20	7:20				
9:40	9:40	9:35	9:35				
10:55	10:55	10:10	10:10				
12:10	12:10	12:40	12:40	寄～神～M			
14:05	14:05	14:35	14:35	現状	改定		
15:05	15:05	15:45	15:45	11:30	11:30		
16:40	16:40	16:55	16:55				
17:40	17:40	17:10	17:10				
18:45		18:10	18:10				
19:55		19:15	19:35				
		20:25					

※緑は減便対象で松田町と協議したダイヤでありましたが、松田町の要請により運行を継続。

※赤は運行継続若しくは運行時刻を変更して継続。

※減便は平日のみとなります。

令和
6年4月~
適用



バス運転者の

事業者の皆さん
に存じますか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則: **3,380**時間

最大: **3,484**時間

改正後

原則: **3,300**時間

最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: **281**時間

最大: **309**時間

改正後

原則: **281**時間

最大: **294**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは
裏面へ



バス運転者の「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	<p>①②のいずれかを選択</p> <p>①1か月(1年)の基準</p> <p>1年：3,300時間以内 1か月：281時間以内</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^(※1)の場合)】労使協定により、次のとおり延長可 1年：3,400時間以内 1か月：294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで</p> <p>※1：貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等</p>
	<p>②4週平均1週(52週)の基準</p> <p>52週：3,300時間以内 4週平均1週：65時間以内</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^(※1)の場合)】労使協定により、次のとおり延長可 52週：3,400時間以内 4週平均1週：68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで</p>
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	<p>2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：40時間以内</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^(※1)の場合)】労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)</p>
連続運転時間	<p>4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上)</p> <p>高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める</p> <p>【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる</p>
予期し得ない事象	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる^(※2,3)勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <p>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p>
特例	<p>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</p> <p>・分割休息は1回4時間以上 ・休息期間の合計は11時間以上 ・2分割のみ(3分割以上は不可) ・一定期間(1か月)における全勤務回数の2分の1が限度</p>
	<p>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</p> <p>※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可</p> <p>※4：身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1席以上あること</p>
	<p>【例外】①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合</p>
	<p>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</p> <p>2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで)2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p>
休日労働	<p>フェリー</p> <p>・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</p> <p>休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない</p>

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
(注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通知(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。